

○防衛省告示第二百五十二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、追加提供が令和七年十月三十一日次のとおり決定された。

令和七年十一月四日

防衛大臣 小泉進次郎

陸上施設

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
四一六一	小松飛行場	小松市	国有	土地…約一、八〇〇平方メートル 建物…約一、三〇〇平方メートル 工作物…門等	

訓練施設として追加提供する。

使用期間…

一 令和七年十一月十日から同月十九日
までの間

二 必要に応じ、訓練の展開及び撤収の
ための追加期間

航空自衛隊小松基地の施設の一部を、地
位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及
び区域として提供する。提供期間中は、
地位協定の関連ある条項が適用される。